

平成 29 年 3 月 1 日号

消費生活 Q&A

Q 脱毛エステを20回約50万円で契約し、5回ほど通ったのですが、仕事が忙しく通えなくなったので解約したいと思います。ローンを組んで支払っていますが注意する点はありますか？

A 脱毛や痩身などのエステティックサービスは特定商取引法により期間が1か月を超えかつ、金額が5万円を超える契約であれば契約期間内に中途解約ができます。既に受けたサービス料に加え解約料（未利用サービス料金の1割か2万円のいずれか低い額）を支払い、解約が可能となります。今回のようにクレジット会社でローンを組んで支払途中の場合は、クレジット会社にも中途解約した旨をしっかりと伝え、最終引き落とし日も確認しておきましょう。また、解約清算書はしっかり目を通してからサインしましょう。継続して通えるか、施術の効果が疑わしいなど不安要素がある場合、高額で長期に渡るローンを組むというのはリスクが高くなってしまふことを忘れないでください。

今後契約のトラブルにあわないために、自分にとって本当に必要なものなのか、契約金額や支払方法が収入に見合っているか慎重に検討しましょう。

契約トラブルにあった時は消費生活センターにご相談ください。

問合せ・・・消費生活センター ☎（４２２）２１５５